

29第23号議案

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて請  
議します。

平成29年8月22日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成29年7月28  
日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財としての指  
定をする必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(新規指定) 有形文化財 彫刻 1 件

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	銅造如来形立像	1 <sup>軀</sup> 1 艦	愛知郡東郷町大字春木字屋敷 3417 番地 名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目 27-1 名古屋市博物館	宗教法人祐福寺

写

平成29年7月28日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会  
会長 足立



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成29年1月20日付けで諮詢のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。  
なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財 彫刻 銅造如来形立像

## 指定理由書

種 別	有形文化財（美術工芸・彫刻）
名 称	銅造如来形立像
員 数	1 軀
所在地	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目 27- 1 名古屋市博物館
所有者	宗教法人 祐福寺
住 所	愛知郡東郷町春木屋敷 3417 番地
法 量	総高 11.1 cm（頭頂より丸框まで） 像高約 10 cm
時 代	奈良時代

### 指定理由

鋳造による古代小金銅仏で、内衣・大衣を偏袒右肩に着ける如来形立像である。東郷町の古刹・祐福寺（浄土宗西山派）の住持住房に伝来し、もとは明治の神仏分離まで同寺の奥の院とされた富士浅間神社（北東約 300m）の御神体であったと伝えられる。平成 5 年の文化財調査で見出され、平成 23 年県史調査を経て翌 24 年 3 月に東郷町指定文化財となり、現在は名古屋市博物館に寄託されている。

本像は頭頂から台座丸框までをほぼ一錆とし、後補の木製台座に嵌め込み固定される。現状、像は裙裾と両足首の間で折損・分離しているが、その折損断面で中型土や鉄芯は見られない。また、X線透過撮影（平成 24 年・武蔵野美術大学）により、台座底面はやや凹むが中型を設げず、本体、台座ともにほぼムクであり、鉄芯はみられないことが報告されている。台座を含む一錆ムクの例は奈良・法起寺菩薩立像（飛鳥時代）など、蠟型鋳造による小像では早くからみられ、本像もその技法や面貌の柔らかく微細な肉付けから蠟型原型による鋳造かとみられる。

如来像で肉髻をあらわすが螺髪を作らず素髪とし、耳朶不環（窪みのみ）、三道をあらわさず、肉髻朱および白毫痕がない等、法隆寺献納宝物 154 号（白鳳時代）などの古代小金銅に多い仕様である。大衣・内衣・裙を着けるが、内衣・大衣ともに右肩を露わにする偏袒右肩とし、大衣の先端は腹前で折り返し、横襞をあらわして左前脇に懸かる。右肩を露わにする着衣法の如来像は、わが国では和歌山・親王院銅造如来立像、奈良・正暦寺銅造薬師如来倚像など白鳳時代から奈良時代前期にもっとも多くみられるが、これに加えて衣端を腹前で折り返し左前脇に懸けた着衣例は、管見の限り他の小金銅仏にみられず、極めてめずらしいものである。定型をくずして自然な現実感ある着衣表現をしめすところに天平期彫刻の成熟をみることができる。

両腿の肉付きを示す衣文表現や直立する姿、面立ち等に奈良・東大寺法華堂不空羈索觀音立像宝冠附属銀造阿弥陀如来立像（740 年前後）との類似が指摘されるが、本像は頭部がやや大きめで面貌ふくよかとなり、腹厚が増して衣文に変化と写実味が加わっており、やや遅れての製作とみられる。しかし東大寺銅造釈迦多宝如来坐像（755 年頃）や唐招提寺木造薬師如来立像（760 年頃）より若々しい面貌とやや細身の体躯をもち、同一工房作の指摘もある佐渡市・龍吟寺の金銅聖觀音立像（8 世紀後半）よ

り自然で定型化されない衣文であることから、8世紀半ばから後半の早い時期における製作と考えられる。また本像の蓮華反花座（単弁八弁間弁付き）の形式は法隆寺献納宝物 154 号如来立像、171 号觀音菩薩立像（7-8 世紀）の台座反花と同系統であるが、丸みの強い蓮弁形は葛井寺千手觀音台座反花（8世紀中頃）に近似している。

本像には火中の痕があり、右上膊半ばを欠損、同前膊以下が後補であり、表面に鋸止め状の下地（後補）が塗布されて当初の仕上げも明瞭ではない。が、肩の形状からみて右腕は屈臂して右胸前で掌を立てたとみられ、左腕は屈臂して左腹前で掌を仰ぎ両足を揃えて上体をやや反り身に直立した当初の形姿をうかがうことができる。また柔軟な瑞々しい面貌や抑揚のある肉付け、写実味のある衣文表現等の造形は大きく損なわれておらず、天平彫刻盛期の作風を十分みることができる。

本像はもと富士浅間神社御神体であったと伝えられるが（『東郷村史』）、その伝来については確かな史料に乏しく造立事情は不明である。祐福寺は鎌倉時代創建を伝え（建久 2/1191 年、宇都宮頼綱または嘉暦 3/1328 年、達智賢了創建）、明治の神仏分離まではその奥の院とされていたという富士浅間神社は、延喜 3 年（903）の延喜式神名帳中の愛智郡伊福神社あるいは文治 2 年（1186）の尾張国内神名牒の伊福利天神にあたるとの説もあるが（『尾張志』『尾張国風土記逸文—祐福寺記』等）異説も多い。

現在の日進市から東郷町、みよし市にかけての一帯は 6 世紀に始まる古代の一大須恵器・灰釉陶器生産地・猿投山西南麓古窯跡群の一角をなす地域で、数千基の窯跡があり、東郷町にも 8 世紀の鳴海 32 号窯跡、9 世紀の黒窯 14 号窯跡などの標準遺跡が知られている。また祐福寺の西方約 1.5km の茶臼山古墳（7 世紀前半）とその西 100 m の若王子遺跡の存在等、周辺丘陵地帯の重要性と早くからの畿内中央との結びつきが指摘されている。本像が畿内において製作され、8 世紀ならずとも、最盛期 10~11 世紀乃至衰退期に入る 14 世紀頃までに、当地域に齋されることはあるが、さらに後代に移入の可能性も無しとしない。

奈良時代中後期の金銅仏は、前代に比してその遺例が全国的にも激減するが、本像はそうしたなかで 8 世紀半ばに遡る貴重な作であり、古代の小金銅仏が少ない愛知県下で、最古の小牧市正眼寺誕生釈迦仏立像（飛鳥時代、7 世紀前半、重文）、および西尾市修法寺觀音菩薩立像（飛鳥時代後期～奈良時代前期、7 世紀末～8 世紀初、県指定）に次ぐ古例であり、扶桑町顯宝寺誕生釈迦仏立像（平安初期、8 世紀末～9 世紀、県指定）に先立つ作例である。伝来は不明とはいえ、当地における仏像受容の歴史を考えるうえで欠かせぬ資料であり、県指定に相応しいと考えられる。

## 参考文献

- 山岸公基「愛知県愛知郡東郷町祐福寺の銅造如来形立像」『汎アジアの仏教美術』  
中央公論美術出版 2007 年 12 月  
同 「祐福寺 銅造如来形立像」『愛知県史 別編 彫刻』312-313 頁 2013  
年 3 月

### 法量 (単位 cm)

総高 (頭頂—丸框底※)	11.1	※丸框は台座に嵌め込むため、台座天面まで。
像高 (頭頂—裙下端)	9.8	
(頭頂—足先底面)	10.0	丸框底※—足先部底面 高 1.3
髪際高 (髪際—裙下端)	8.2	
頂—頸	2.1	足先開 (外) 1.7 (内) 0.5
面 長	1.3	
面 幅	1.4	台座 全高 8.7
面 奥	1.6	蓮肉部 幅 2.4 奥 2.3 丸框底—蓮肉天面高 1.3
耳 張	1.6	反花部 幅 4.1 奥 4.1 丸框底—反花上面高 1.1
胸 奥	1.4	丸框部 幅 4.2 奥 4.2 高 0.1
腹 奥	1.6	台座木部天面まで 高 7.3
肘 張	3.5	六角礼盤座 (方柱付き) 幅 7.5 奥 5.4 以下上から
(現状)		六角框、敷茄子、受座、雲形六角框・受座、楕円形上框
裳裾張	2.0	楕円四方入隅形下框 (幅 11.2、奥 8.4)

### 形状

肉髻をあらわす。螺髪はあらわさず素髪。肉髻朱および白毫痕なし。耳朶不環 (窪みをつくる)。三道はあらわさず。内衣 (偏袒右肩) を着し、衲衣は右肩を露出する偏袒右肩に着し、腹部で上層の襞を密にして先端を左前脇に懸ける。裙を着ける。左手を屈して左腹前で掌を仰ぎ、第2指から第5指をゆるく曲げる。右手は屈臂して、現状では右脇前で掌を前に向け、第1指と第3指を捻じる (上脇半ばかり先欠損、前脇は木製後補)。正面を向き、両足間をわずかに開いて直立する

台座： 蓮華反花座 (蓮肉、反花八弁間弁付き、丸框)

以下木製台座 六角形礼盤座 (各格狭間端の方柱上に仰蓮台・宝珠付)

六角框、敷茄子、受座、雲形六角框・受座、楕円形上框、楕円四方入隅形下框

光背：蓮弁形拳身光

厨子

### 品質・構造

本体：

原型は蝶型。銅芯に蜜蠟のみで反花座ならびにその下の台座丸框までを造形し、外型を造って一鋳とする。鉄芯痕はみられず、頭頂および足首の折損面に銅芯断面痕 (緑青鑄部分) がみられるが、丸框底面は現状、木製台座に固定されていて確認できない。表面は火中してやや焼肌を呈し、型持・笄痕はみられず、当初の仕上げも不明。現状、像表面に鑄止め状の下地が塗布される。

### 保存状態

裙下端と両足首の間で折れて遊離。右上膊半ばから先欠損、前膊～右手先は木製後補。

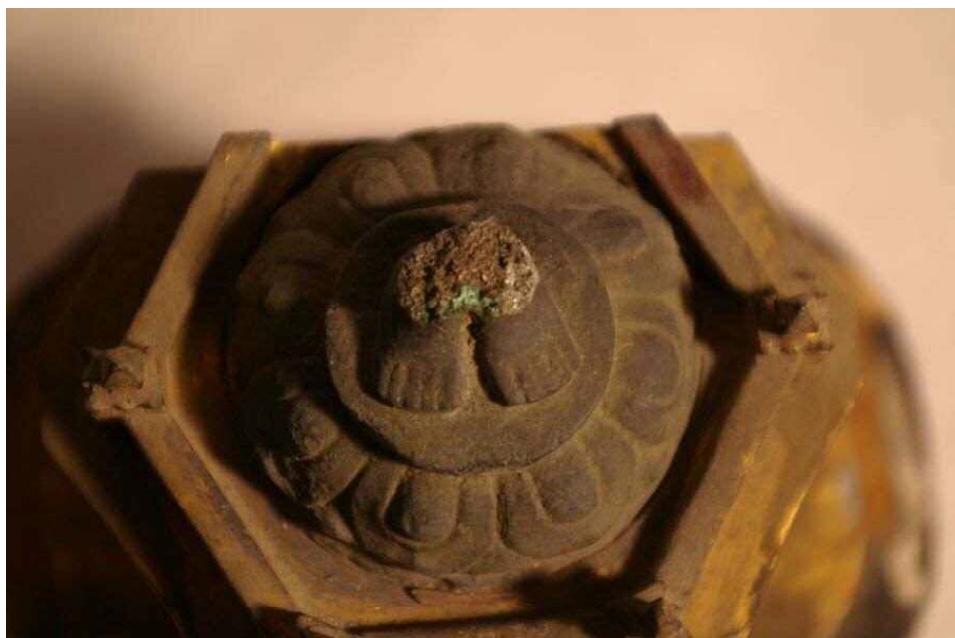
頸部右側面に亀裂 髮際正面やや右寄りに小打痕。

像表面の下地、台座礼盤座以下の木造部および光背、厨子は後補

### 制作年代

奈良時代 8世紀半ば～後半







重要文化財 金銅聖観音立像  
所有者:新潟県佐渡市 龍吟寺



重要文化財  
誕生釈迦仏立像  
所有者: 小牧市正眼寺  
(奈良国立博物館寄託)



県指定文化財  
觀音菩薩立像  
所有者: 西尾市修法寺  
(西尾市岩瀬文庫寄託)



県指定文化財  
誕生釈迦仏立像  
所有者: 扶桑町顯宝寺

**愛知県指定文化財件数**

種 別		現在数	今回指定	計
有形文化財	建造物	45		45
	絵画	97		97
	彫刻	107	1	108
	工芸品	109		109
	書跡・典籍	40		40
	考古資料	28		28
	歴史資料	5		5
無形文化財		2		2
民俗文化財	有形民俗文化財	25		25
	無形民俗文化財	44		44
記念物	史跡	43		43
	名勝	5		5
	天然記念物	63		63
合 計		613	1	614